

愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会開催要領

(目的)

第1条 本県における地域福祉を推進するための「愛知県地域福祉支援計画（以下「計画」という。）」を策定するにあたり、その内容を検討するため、愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の内容を検討し、県に助言等を行う。

(構成)

第3条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員長は委員会を統括し、委員会の進行にあたる。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、愛知県福祉局長が招集する。

2 委員会は、委員が一堂に会することが困難であると認められる場合に限り、書面、その他の方法により開催することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会は、原則として公開とするものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項に関して協議を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であつて、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合、当該部分については非公開とする。

3 会議録の内容については委員長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料の保存期間は5年間とする。

5 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、愛知県福祉局福祉部福祉総務課福祉企画室が処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月5日から施行し、計画の策定をもって廃止する。

(別表)

愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会委員名簿

五十音順・敬称略

氏 名	団体名等
太田 一平	社会福祉法人経営者委員会 委員長
○ 柏倉 秀克	桜花学園大学 客員教授
加藤 悦久	愛知県町村会（飛島村民生部福祉課長）
加藤 健明	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 事務局長
金森 大席	特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター 事務局長
川島 ゆり子	日本福祉大学社会福祉学部 教授
木内 久晃	愛知県市長会（豊川市福祉部地域福祉課長）
木作 尚子	名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授
後藤 哲也	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 事務局長
下山 久之	同朋大学社会福祉学部 教授
中村 祐子	愛知県民生委員児童委員連盟 副会長
◎ 原田 正樹	日本福祉大学 学長
山本 理絵	愛知県立大学地域連携センター センター長

※ ◎…委員長、○…副委員長